



Title	重化学コンビナート建設といぐさ生産地帯における村落の変質構造：旧茶屋町A農事組合を事例として
Author(s)	小内, 透
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 9, 1-30
Issue Date	1985
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/24250">https://hdl.handle.net/2115/24250</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_P1-30.pdf



# 重化学コンビナート建設といぐさ生産地帯 における村落の変質構造

—旧茶屋町 A 農事組合を事例として—

はじめに

小 内 透

倉敷市をはじめとする岡山県南の農村部は、かつてい草の生産地として知られていた。昭和30年代後半には、県南地域を中心に岡山県はい草生産量は全国の約50%を占め<sup>(1)</sup>、い草を原料とする花蒔（花ごぎ）・畳表の生産量も全国有数の地位を誇っていた。その中で、現倉敷市域の農村部は岡山市、都窪郡とともに岡山県で最も多くはい草を生産し、い草とその加工品は県南他地域とともに倉敷農村部の特産品として重要な位置を占めていた。

しかし、水島コンビナートの建設と「高度経済成長」の進展に伴って、昭和37、8年頃を境に、倉敷のい草生産農家は県南他地域とともに激減し、い草とその加工品はかつての特産品としての地位を失った。同時に、農家戸数自体の大幅な減少と経営耕地規模の縮小も進み、農業・農村社会の解体化が急速に進展している。

そこで、本稿では、かつて市内でも有数のい草生産地帯であり、い草生産農家の激減ののち、現在でも比較的農村地域としての特徴をもちつづける旧茶屋町地区の A 農事組合を事例に、水島コンビナートの形成・展開が農民生活・農村社会に与えた影響についてあきらかにする。それは、いかにいえば、工業化によって完全に解体した農村ではなしに、解体化傾向を深めながら現在も比較的農村社会としての特質を保ちつづける地域社会の中に、大規模工業化の影響を見出すという課題となる。

以下、本稿では、対象地の概要にふれたのち、第1に、い草生産停止以前の農民生活の特質をあきらかにし、第2に、コンビナート建設に伴う農民生活・農村社会の変貌過程を分析する。そして、第3に、農民自身の現状評価と将来志向について検討し、本稿のまとめを行う。

〈注〉

(1) 例えば、昭和35年には全国のい草生産量79,000tのうち、岡山県だけで39,500t (50.0%) の生産量を占めていた（農林省『第37次農林省統計表』〈昭和35年版〉）。

## I 旧茶屋町地区と A 農事組合

本稿で事例とする A 農事組合が存する旧茶屋町地区は、幕藩期（天和3年〔1683年〕～宝永4年〔1707年〕）に児島湾干拓を通して形成された新田村である。干拓は旗本・帯江領戸川公と早島領戸川公によって共同ですすめられ、それぞれ帯江新田村、早島新田村と

名づけられた。のち明治22年に両者が合体し江島村となり、さらに明治39年茶屋町となった。その後、昭和47年に倉敷に吸収合併され、現在、岡山市に隣接する倉敷市の外縁部としての位置を占めている。

この地区では、干拓以来、水稻栽培が主な生業だったが、裏作として棉、菜種、い草の換金作物栽培、小倉織、花蒔・豊表作りの副業も営まれた。とくにい草生産は戦後も盛行し、昭和37、8年頃にピークをむかえた。しかも、当時、い草生産農家率(昭和40年で84.7%)、一戸当り収穫面積(同3.6反)は表1の如く、市内他地区を大きく上回っていた。しかし、それも昭和40年以降急速に下火となり、昭55年現在い草生産農家は市内他地区とともに、ほとんど存在しなくなっている。

表1 倉敷市におけるい草生産の動向

	い草生産農家率					生産農家一戸当り収穫面積					
	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	
倉敷地区	茶屋町	84.3%	84.7	72.2	8.1	9.1	2.3反	3.6	2.5	1.3	1.7
	その他	57.5	59.1	38.4	8.9	4.4	1.9	2.5	1.8	1.5	1.7
	小計	59.2	60.8	45.5	8.8	4.7	1.9	2.6	1.8	1.5	1.7
水島地区	56.5	53.6	11.1	0.2	—	1.8	2.2	1.4	0.0	—	
児島地区	1.6	1.1	0.1	0.1	—	0.7	0.7	0.0	0.0	—	
玉島地区	18.1	22.1	10.4	1.4	0.4	1.1	1.3	1.2	1.2	0.8	
倉敷市	37.6	39.3	21.4	4.1	2.1	1.8	2.3	1.7	1.5	1.8	
岡山県	11.1	13.9	9.2	3.6	1.9	1.6	1.9	1.5	1.4	1.6	

資料：農業センサスより作成

表2 農家数の推移

	農家数(戸)						指数						
	昭25	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	昭25	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	
倉敷地区	茶屋町	415	433	419	414	396	384	100	104.3	101.0	99.8	95.4	92.5
	その他	6,477	6,452	6,053	5,703	5,351	5,049	100	99.6	93.5	88.1	82.6	78.0
	小計	6,892	6,885	6,472	6,117	5,747	5,433	100	99.9	93.9	88.8	83.4	78.8
水島地区	3,080	2,930	2,599	2,437	2,207	2,066	100	95.1	84.4	79.1	71.7	67.1	
児島地区	3,551	3,123	2,618	2,199	1,917	1,617	100	88.0	73.7	61.9	54.0	45.5	
玉島地区	5,161	4,737	4,422	4,103	3,913	3,719	100	91.8	85.7	79.5	75.8	72.1	
倉敷市	18,684	17,675	16,111	14,856	13,784	12,835	100	94.6	86.2	79.5	73.8	68.7	
岡山県	177,078	172,533	161,737	154,081	142,400	134,799	100	97.4	91.3	87.0	80.4	76.1	

資料：農業センサス

表3 経営耕地規模別農家構成比の推移

	昭 25			昭 35			昭 40			
	0.5ha未	0.5~1.0	1.0ha~	0.5ha未	0.5~1.0	1.0ha~	0.5ha未	0.5~1.0	1.0ha~	
倉敷地区	茶屋町	22.9%	39.0	38.1	24.3	36.0	39.7	23.4	37.7	38.9
	その他	41.8	39.7	18.6	43.3	40.0	16.5	43.0	38.2	18.8
	小計	40.6	39.6	19.8	42.1	39.7	17.9	41.8	38.2	20.1
水島地区	49.1	37.4	13.5	42.4	37.8	19.8	45.3	37.8	16.9	
児島地区	85.0	13.9	1.1	81.8	16.2	1.9	83.4	14.9	1.8	
玉島地区	62.2	32.9	4.8	59.1	33.9	7.0	60.2	32.1	7.7	
倉敷市	56.4	32.5	11.1	53.8	33.7	12.5	54.1	32.7	13.2	
岡山県	45.0	38.3	16.8	42.7	38.0	19.2	42.1	37.4	20.4	

	昭 45			昭 50			昭 55			
	0.5ha未	0.5~1.0	1.0ha~	0.5ha未	0.5~1.0	1.0ha~	0.5ha未	0.5~1.0	1.0ha~	
倉敷地区	茶屋町	25.4	35.3	39.4	26.0	37.6	36.4	28.4	37.2	34.4
	その他	44.6	37.9	17.5	49.7	37.1	13.3	52.5	34.7	12.8
	小計	43.3	37.7	18.5	48.0	37.1	14.9	50.8	34.9	14.3
水島地区	50.2	35.7	14.1	60.0	30.2	9.9	65.1	26.4	8.5	
児島地区	85.9	13.2	0.9	88.2	10.4	1.4	90.4	8.8	0.8	
玉島地区	62.0	30.2	7.9	68.3	25.3	6.4	71.9	23.1	5.0	
倉敷市	55.9	31.7	12.5	61.3	28.9	9.8	64.2	26.8	9.0	
岡山県	42.9	36.0	21.1	48.3	34.3	17.4	50.7	32.8	16.5	

資料：農業センサスより作成

にもかかわらず、旧茶屋町地区の場合、表2の如く、農家数の減少率は市内他地区と比べ最も低く、しかも、表3の如く、現在でも経営耕地規模の比較的大きい農家が多いという特徴をもっている。その意味で、倉敷市の中で相対的に農業の地位の高い農村地域であるといえる。

一方、この地区は明治中頃から紡績業が盛んとなり、表4の如く、すでに昭25年段階で製造業就業者が農業就業者を大きく上回り、それらを中心に市街地が発達した。その上、昭35年以降、一方で表5の如く農民層の兼業化が急速に進み、他方で市内他地区から非農家の市街地への転入が増加した。そのため、昭和55年現在、農業就業者は7.2%、農家率は14%にまで低下し、市街地の膨張が続いている<sup>(1)</sup>。

本稿で対象とするA農事組合は以上のような特徴をもつ旧茶屋町地区の市街地に隣接する農村部の一画に位置しており、昭和58年現在16戸の農家によって構成されている。表6の如く、そのうち、8戸が明治以前に入植した家であり、4戸がその分家である。しかも、この農事組合の範囲は開拓初期からの共睦社部落の末端単位である旧53組合と一致している<sup>(2)</sup>。その意味で、開拓初期に創設された200年以上の歴史をもつ社会単位であるといつてよい。

この農事組合の場合、戦前は自作農が1戸しかなく、他はほぼ全てが小作・自小作農であった。地主は各家で異なっているが、早島町の不在地主溝手家と茶屋町の在村地主姫井家（茶屋町の代表的繊維企業正織社の社長や旧町長を輩出）の小作が比較的多かった。し

表4 産業別就業人口の推移

	実数(人)							構成比(%)						
	昭25	昭30	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	昭25	昭30	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55
農業	916	1,090	983	910	733	392	340	28.2	27.7	23.1	21.1	16.2	8.7	7.2
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	13	6	5	1	1	2	1	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	—	1	1	—	3	2	2	—	0.0	0.0	—	0.1	0.0	0.0
建設業	89	87	157	142	250	393	416	2.7	2.2	3.7	3.3	5.5	8.8	8.8
製造業	1,361	1,677	1,923	1,899	1,979	1,704	1,726	41.9	42.6	45.1	44.1	43.6	37.9	36.3
卸・小売業	389	482	525	623	696	878	962	12.0	12.2	12.3	14.5	15.3	19.5	20.2
金融業	35	53	50	45	54	81	119	1.1	1.4	1.2	1.0	1.2	1.8	2.5
不動産業					6	12	26					0.1	0.3	0.6
運・通業	115	123	157	198	214	256	286	3.5	3.1	3.7	4.6	4.7	5.7	6.0
電気・ガス			15	11	14	19	31			0.4	0.3	0.3	0.4	0.7
サービス	259	343	377	401	500	651	734	8.0	8.7	8.8	9.3	11.0	14.5	15.4
公務	68	78	69	78	85	94	109	2.1	2.0	1.6	1.8	1.9	2.1	2.3
不能	2	—	1	—	3	9	1	0.1	—	0.0	—	0.1	0.2	0.0
計	3,247	3,940	4,263	4,308	4,538	4,493	4,753	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：昭25～昭45は国調，昭50，55年は倉敷市統計書より作成

表5 専業農家率

	昭25	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55
	%					
倉敷地区	73.5	43.7	10.3	4.8	6.6	4.4
茶屋町	61.3	35.7	17.4	8.3	6.5	6.4
その他	62.1	36.2	17.0	8.1	6.5	6.3
小計	63.3	41.9	25.7	12.1	9.1	11.5
水島地区	22.5	12.4	7.3	5.2	5.1	6.5
児島地区	54.4	29.5	15.5	10.7	8.6	9.2
玉島地区	52.6	31.2	16.4	9.0	7.3	8.0
倉敷市	48.8	35.8	19.8	12.6	9.3	11.2
岡山県						

資料：農業センサスより作成

表6 家の創設に関する基本属性

ケース	入植時期	家の代	戦前の自・小作別	分家関係
①	明治以前	6代	小作	
②	明治初期	3代	小作	①の分家
③	明治以前	4代	自作	
④	昭和33年	2代	自作?	③の分家
⑤	明治以前	11代	自作	
⑥	明治以前	5代	小作	
⑦	大正期	3代	自作?	茶屋町他組合より分家
⑧	昭和15年	1代	?	⑥の分家
⑨	明治期	4代	自作	
⑩	昭和8年	1代	自作	⑨の分家
⑪	明治期	4代	小作	
⑫	明治以前	5代	自作?	
⑬	明治以前	5代	小作	
⑭	明治期	3代	自作?	
⑮	明治以前	7,8代	自作	
⑯	明治以前	8代	自作	

資料：実態調査より

かし、戦後の農地改革により昭和25年頃までに在村地主の小作地を含め、ほぼ全戸がそれまでの耕作地を自作地として獲得している<sup>(3)</sup>。

ところで、A農事組合に属する農家は全て戦前からい草生産を行っていた。戦時中(昭

和18～20年)一時生産統制により生産を停止したが、戦後復活し昭和37, 8年頃にピークを迎えた。しかし、ほぼ昭和40年代に全ての農家がい草生産を停止し、現在い草生産を行なう農家は全くなってしまった。したがって、昭和40年代以前がい草生産を中軸とした農民生活と現在のそれとは大きく異なったものとなっている。

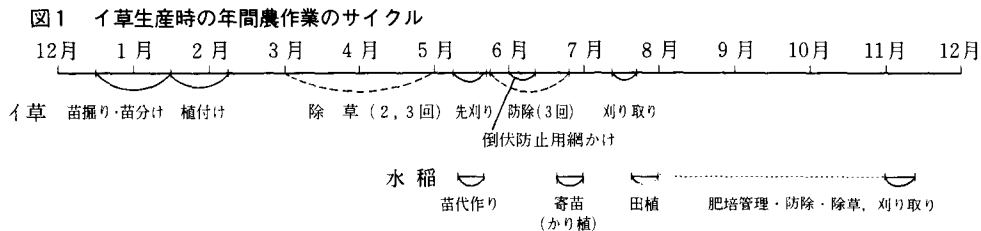
そこで、まず、かつてのい草生産の特質をあきらかにすることを通して、い草生産停止以前の農民層の生産・労働・生活のあり方を浮きぼりにしていこう。

〈注〉

- (1) 以上、旧茶屋町地区の概要については、都窪郡教育会編『都窪郡誌』(大正9年刊)、茶屋町役場『茶屋町史』(昭和39年刊)、「親と子の茶屋町史」刊行委員会『親と子の茶屋町史』(昭和49年刊)を参照した。
- (2) 旧茶屋町地区の部落組織についてはⅣを参照のこと。
- (3) 茶屋町には戦前多くの小作地があったが、その約半数が溝手家と姫井家のものだった。このうち姫井家の場合、在村地主であったため農地改革後も多くの残存小作地をもっているようである(かつて農業委員であった⑩の世帯主からの聴取り)。しかし、A農事組合の場合、そうしたケースはない。ただし⑥家の場合、別の在村小地主の土地が農地改革後も解放されず、昭37, 8年頃、同地主の小作人たちが集団交渉し所有権を獲得している。

## Ⅱ い草生産を軸とした農民生活の特質

かつて、い草生産は水稻の裏作として、図1の如く、11月の水稻の刈り取りののち、12月中頃から苗掘り・苗分けを始め、1月中頃水田に植付けをし、7月の梅雨あけの時期に収穫するというサイクルをとっていた<sup>(1)</sup>。



資料：実態調査及び鈴木尚夫『岡山の蘭草』(日本文教出版, 昭和46年)。

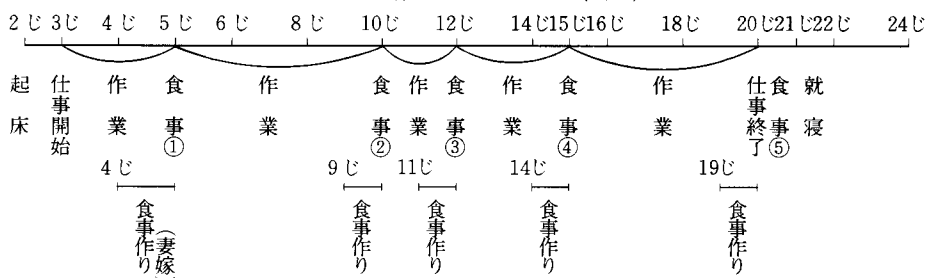
このうち、まず苗掘りは、7月中旬に行うい草の刈り取り時にやや高く刈り残して成長させた苗株を12月中頃から掘り出す作業である。掘り取った苗株は若い芽がいくつも分結しており、これを7, 8本ずつ分割する仕事が苗分けとなる。苗分けの仕事は、当時、主として女性の夜なべ仕事であった。こうして用意された苗は1月中旬、水田に張った氷を割りながら植えられる(植付け)。この植付けの作業については、手作業であるにもかかわらず農事組合内の労力交換は余り行われず、主に親戚や実行組合外の近所の人に手伝っ

てもらうか、家族だけでやる場合が一般的である。植付けが終わると3月～5月にかけて除草を2、3回行ったのち、5月中旬から「先刈り」が行われる。これは「できすぎ」になったい草の倒伏防止のために、ほぼ45センチの高さで茎の頭を刈る作業である。しかし、6月になるとい草はさらに成長する。それをそのままにしておくと、梅雨にうたれて、よじれうねってたおれふしてしまい、品質と収量のおそろべき低下をまねく。そこで、倒伏防止のため6月初旬から網かけが行われる。それをはさんで防除がほぼ3回行われる。そして、梅雨があけ、7月中旬になると、ようやく刈り取りの時期を迎える。

こうした一連のい草生産過程の中で、収穫作業が最も多量の労働力を必要とする作業であった。それは刈り取りが全て手作業の上、表作の水稻の田植の適期が7月中旬であり、1週間から10日の間に全て刈り取りを終えねばならなかったからである。そのため、各農家は多数の雇用労働力を四国・岡山県北から入れていた。

例えば、表7の如く、60歳代と20歳代の4人の家族労働で4反のい草を栽培していた③家の場合、い草生産のピーク時にあたる昭和37、8年前後に20～30歳代の男子10人を雇用労働力として入れていた。彼らは、徳島の農民であり、1週間から10日間泊り込みで刈り取り作業に従事した。当時こうした労働力は職安や農協があっせんしたり、一度雇った人のつてを利用して確保した。

図2 ③家のい草刈り取り時における1日の労働—生活サイクル(昭37、8年)



資料：実態調査より

刈り取りは図2のように、有線放送による朝3時の時報と共に、ガス燈を照らしながら各農家一斉に始められる。い草を刈るとすぐにツヤ出しのため田の一角に作られた泥の池に入れられる。それが終わると、乾燥が行われ<sup>(2)</sup>、朝3時に始まった仕事は夜8時まで続く。この間、作業が重労働であるため、食事が朝5時、10時、12時、3時、8時と5回もとられる。そこで妻と嫁がそれぞれの1時間前から食事の支度をし、中には共同炊事を行う農家もあった。夜8時の食事をとると、9～10時に床につき、朝3じになると再び同じ作業が繰り返される。こうした毎日が1週間から10日続きい草の収穫が終わる。すると、休む間もなく、水稻の田植えが始まる。この辺の農家は田植時期が一緒なので、手間がえやゆいなどはなく、家族労働だけで行われる。中には、い草の刈り取りの際の雇用者に手伝ってもらう家や倉敷市内の田植専門の組に請負に出す農家もいた<sup>(3)</sup>。

こうした重労働を行うため、雇用労賃は非常に高く、い草のピーク時には、土建日雇の

3 倍の賃金が普通であった（表 7 参照）。そのため、一般の会社員が有休をとって稼ぎに来ることさえあった。さらに、刈り取りの際、鎌で足を切ることも多く、③家のように労災をかける農家もあった。

表 7 ③家の最盛時におけるイ草経営  
(昭37, 8年)

作付面積	4 反	
刈り取り時の労働力	家族	男 2 人 (63.4才, 28才) 女 2 人 (62.3才, 25才)
	雇用	男 10 人 (20~30才代)
労働条件	日給 2,500 円 (建設日雇の約 3 倍) 食事付, 泊まり込み, 労災あり	
出身	徳島県の農家の人	
雇用者の確保	職安 or 親方 (一度雇った人)	
販売先	トンビ (庭先仲買人)	
純益	反当 4~5 万, (米反当 1 万)	

資料：実態調査より

収穫したい草はそのまま、庭先にくるトンビといわれる仲買人に買いとられる。自分の家で花藁に加工し、農協や花藁問屋にわたす農家も少なくない。中には、雇用者を入れて花藁を作っていた農家も、この組合に 2 軒あった<sup>(4)</sup>。このうち、最も利益の少ない、い草のまま仲買人に出す③家の場合でも反当り 4~5 万円の純益があった。これは当時の水稻の 5 倍にあたる。したがって、最盛期にはい草農家はすい分裕福で、白壁の家のつくりをみればすぐわかるとさえいわれていた。

〈注〉

- (1) 以下、主として、実態調査時（昭58年9月）の農家聴取り調査結果を資料として用いている。なお、その他に、鈴木尚夫『岡山の蘭草』（日本文教出版、昭和46年）及び林熊吉編『岡山県蘭業発達史』（昭和29年）を参照した。
- (2) い草の乾燥は天火干しで行われていた。そこで、急に雨が降ると、い草にシートをかけたり納屋へ一時収納するため農家の人々は一斉にその仕事を始める。い草が濡れると品質が低下するからである。その時、処理が遅れた農家に対して、早く片付け終わった農家の人が雇い人も含めて手伝えることが一般的であった。したがって、い草生産にあたって農事組合内の生産上の相互協力が全くなかったわけではない（③の世帯主からの聴取り）。
- (3) 田植は農事組合の農家間の共同作業ではなかったが、これが終わると農家の者が全員集まり「ブチアゲ」と称する慰労の会を開いて、それまでの連続した農作業の疲れをいやした。また、水稻の収穫作業が終わる11月中旬にも「ブチアゲ」が行われていた。しかし近年、こうした会はほとんど行われなくなっている（⑩の妻からの聴取り）。
- (4) この他に、⑩の世帯主のように、い草生産と雇用者を使った花藁作りを行いながら、さらに自ら製品の販売を行う者もいた。彼はい草生産と花藁作りをやめた後、現在も畳表の販売に携わっている。

### Ⅲ 農家の生業基盤の変化と家族生活の特質

#### 1 い草生産の停止と市街化の進展

さて、以上のような生産・労働・生活を営むい草生産農家も、昭和37、8年前後をピークにい草生産を縮小し、⑥が昭和39年に生産停止したのを皮切りに昭44、5年には殆どの農家が生産を停止した。それは、水島コンビナートの建設に伴って、地域内労賃水準の上昇によって農業労賃が高騰し、その上、大気汚染公害によるい草の先枯れ病が発生したためである。いかにい草の生産が停滞したとしても、農業労賃の高騰にもかかわらず、公害の影響で品質・収量ともに低下し、採算が合わなくなったのである。

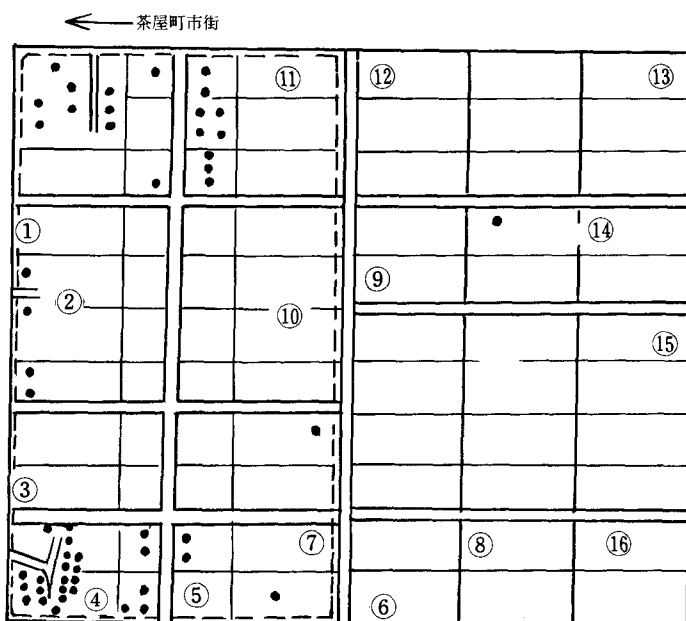
このうち、い草生産停止に最も大きな影響を与えたい草の先枯れ病は、昭和38年に水島コンビナートに近接する福田地区で初めて発生したのち、昭和40年に福田地区、早島町、茶屋町、興除村（現岡山市）の各地に異常発生し、い草の先30センチほどが赤くやけて腐ってしまう状態になった。そこで茶屋町農協が中心となり、倉敷市東部農協、早島農協、船穂農協とともに「倉敷地域い草等公害生産者連合委員会」が結成された。同時に、同じ年、茶屋町議会は損害賠償の請願を県に提出した。様々な経緯ののち、結局昭和49年11月、41年産～46年産のい草に対して補償金を関連企業が出すことで決着がつけられた<sup>(1)</sup>。

A農事組合の農家も昭和41年以前にい草生産をやめた⑥⑦⑮を除いて、一戸当たり最高40万円の補償金を受け取った。しかし、その時にはすでに、彼らはほとんどい草生産を停止していたのである。その後、昭和50年代に入って、転作との関連<sup>(2)</sup>で農協が中心となり、い草に代わる裏作作物としてビール麦の作付が奨励され、A農事組合では16戸中13戸が導入している。しかし、作付面積は少なく、い草の代替作物として未だ十分に定着するまでに至っていない。

ところで、この農事組合の場合、特徴的なことは、い草生産の縮小・停止の時期が、農事組合をまきこむ本格的な市街化の始まりとほぼ重なっていたということである。すなわち、昭和46年新都市計画法に基づく「線引き」が行われ、図3のように、A農事組合の約半数の農家とその土地が市街化調整区域となったのである。もとより、これは、コンビナート関連の通勤者も含めた非農家世帯が茶屋町に数多く転入し、市街地が膨張したためである。その結果、地価も昭和43年に坪1万円だったものが昭和46年で坪1.5万円となり、昭和50年代には坪15万～20万円と高騰している。

こうした、コンビナート建設に伴うい草生産の停止と半数の農家の市街化区域への編入という2つの事実、農民生活や農村社会のあり方を急激に変化させた。

図3 A 農事組合の概念図



注) 1. 点線内が市街化区域、それ以外は市街化調整区域

2. ○は農家、●は非農家を表わす。

資料：実態調査より

## 2 農業生産の変化

まず第1に、農業生産のあり方が大きく変わった。

それは、一方で表8の如く、い草生産停止後、いち早く農地を宅地化し売却したり(②③④⑤⑥⑨⑪⑮⑯)、借家経営等にのり出す農家(⑥⑪⑫⑯)が現われ、16戸中10戸が農業の経営規模それ自体を縮小させるといって進展した。また、その他に、い草生産停止後、宅地化した農地を売却し昭49年頃離農ののち建設業自営を行うに至った家も出てきた(K建設)。

他方で、公害によるい草の先枯れ病に対する補償金や土地売却資金を元手に、表9の如く、昭和45、6年頃から一斉にトラクター、田植機、コンバインなどの水稻用の機械が全て自己資金で導入された。これらは主として数戸毎の共同で導入されたが、とくにコンバインは2組(市街化区域の農家班と市街化調整区域の農家班)の共同利用組織によって全戸が導入する形をとった。

こうして、い草の重労働がなくなった上、水稻の規模縮小と機械の導入がなされたため、い草に代わって転作作物としてビール麦の裏作が行われるようになったにもかかわらず、農作業に従事する時間は大幅に軽減された。例えば、1町の水稻とビール麦の作付を行う経営面積の大きな⑯の場合でさえ、1年に春と秋にそれぞれ10日ずつ農業に従事するだけとなった。

表8 イグサ停止後の経営耕地面積の縮小状況

	土地売却		アパート 経営等	農地縮 小農家	現在の経営 耕地面積
	年	面積			
①					10 反
②	昭 39	0.8反		○	4.5
③	昭43～46	1.2反		○	5.4
④	?	?		○	1.0
⑤	昭45～47	4.9反		○	5.1
⑥	昭 51	1.3反	工場敷地貸	○	8.3
⑦					10
⑧					8.5
⑨	昭 47	2.5反		○	7.5
⑩					8.2
⑪	昭 50	0.7反	アパート経営	○	8.0
⑫			貸 店 舗	○	12
⑬					10
⑭					10
⑮	昭45, 46	1.7反		○	8.3
⑯	昭 46	1.2反	アパート経営	○	10

注：これ以外に昭49年頃、農地を売却し離農した家が一户ある。

資料：実態調査より

表9 主な農業機械の導入年次

	トラクター	田 植 機	コンバイン
①		<sup>B</sup> 昭55共	<sup>D</sup> 昭48, 49共
②		<sup>B</sup> 55共	<sup>D</sup> 48, 49共
③	昭 52	48共(他)	<sup>D</sup> 48, 49共
④			<sup>D</sup> 48, 49共
⑤		50	<sup>D</sup> 48, 49共
⑥		<sup>C</sup> 47, 48共	<sup>E</sup> 45, 46共→?
⑦	56	53	<sup>D</sup> 48, 49共
⑧		<sup>C</sup> 47, 48共	<sup>E</sup> 45, 46共→?
⑨	<sup>A</sup> 54, 55共	<sup>C</sup> 47, 48共	<sup>E</sup> 45, 46共→ <sup>F</sup> 53共
⑩	<sup>A</sup> 54, 55共	53共(他)	<sup>D</sup> 48, 49共
⑪	52	52	<sup>D</sup> 48, 49共
⑫	48	<sup>C</sup> 47, 48共	<sup>E</sup> 45, 46共→53
⑬		<sup>C</sup> 47, 48共	<sup>E</sup> 45, 46共→ <sup>F</sup> 53共
⑭	47	<sup>C</sup> 47, 48共→57	<sup>E</sup> 45, 46共→53
⑮	47共(他)	<sup>C</sup> 47, 48共	<sup>E</sup> 45, 46共→52
⑯	48	<sup>C</sup> 47, 48共→51	<sup>E</sup> 45, 46共→51

注：共は共同導入，(他)は他組合の農家と共同導入，アルファベットの同じ家同士が共同導入の仲間を表わす。

資料：実態調査より

### 3 農家世帯員の兼業化の深化

第2に、こうした農作業の軽減は、当然のことながら農家労働力を農外に押し出し、農家世帯員の兼業化を促進した。もちろん、表10・図4の如く、すでにい草の最盛期である昭和37、8年までに10戸（①②③⑦⑨⑩⑪⑬⑮⑯）の農家から13人の農外就労者が出ていた。しかし、い草生産の衰退→停止後には急速な勢いでより一層兼業化が深化した。つまり、図5の如く、昭和37、8年以降40年代にそれまで農外就労の経験のなかった30～40歳代の農業生産の中心的担い手たちが一斉に兼業に出始めた。しかもこれに続いて図6の如く、昭和40年代後半以降、後継者世代が新規学卒後ただちに、農外就労を行うようになった。

表10 職歴のパターン別農外就労者

職歴のパターン			ケース	計		うち 新規学卒	
イ草労働 従事者	イ草衰退以前から就労 変化なし	製造工程作業員のみ	△妻	1	6	30	3
		主として建設現場作業員	⑦主, ①主, ⑨主	3			
		主として同業種自営	⑩主, ⑬主	2			
	イ草衰退以前から就労 変化あり	自営業創設・業種転換	⑮×③主, ①主, ⑯主	4	5 (戸数10戸)		
		多職種転換	△妻	1			
	その他	②×△妻	2				
イ草衰退後就労	賃労働→自営業 (賃労働→)内職	⑥主, ⑫主, △妻 △妻, △妻, △妻, △妻, △妻, △妻	3 6	13			
	その他	⑭主, ⑤主, △妻, △妻	4				
	職歴なし*	④×△妻, △妻, △妻	4	4			
イ草労働経験なし	イ草衰退後就労	賃労働→自営業	⑬後, ⑮後, △嫁	3 (1)	19 (6)	23 (6)	17
		製造工程作業員のみ	②後, ⑤後, ⑦後, ⑨後	4 (3)			
		主として事務・第3次 産業従事者	①後, ⑭後, ⑯後, ④後, ③後, △嫁 △嫁, △次女, ⑩後, △長女	10 (2)			
	その他	⑦次男, △嫁	2				
職歴なし*	△嫁, △嫁, △嫁, △嫁	4	4				

注：※は結婚以前に職歴があっても、嫁入り、婿入り後に職歴がない者も含む。

( )内は水島コンビナートに立地する企業及びその下請企業に従事した経験のある者の内数。

○は男、△は女。○×はすでに死亡している者をさす。職歴不明のケースは除いてある。

資料：実態調査より。

図4 農民層の職歴(1)―イ草労働従事者のうちイ草衰退以前から就労している者

ケース	昭20	昭30	昭40	昭50	昭58	初職年齢
② ×	大11 昭?	24.5 茶屋町役場	38			18歳
	高島屋 砥石会社(倉敷)					
⑩ 主	大15昭5 8 18	26	42.3			15歳
	日本工業事務信販組合事務 畳表問屋 畳表仲買人(生産やめる) (茶屋町) (茶屋町) (自営・織女工雇って生産も行う)					
⑬ 主	昭10	22				24歳
	製糸会社 造園業自営					
⑪ 主	22	33	38 39	49 52.3	アパート経営	15歳
	農協・倉庫人夫 児島湾干拓人夫 三井造船のトビ大工 中電の下請・仕上げ 小橋建設・型枠工・常雇(茶屋町)					
⑯ 主	23		45	47.8	アパート経営	21歳
	三井造船・日雇 日雇 水道屋配管工・日雇(茶屋町)					
⑮ ×	25.6	38		52		29、30歳
	農機具販売・自営 住友生命代理店					
⑦ 主	27		47			17歳
	土木・日雇 小橋建設・臨時(茶屋町)					
③ 主	29	ムコ入り	40 4243	機械組立工(岡山) 53		20歳
	〈機械製造・組立工(岡山) 農機具整備工(茶屋町) 機械製造(自営)					
① 主	30					29歳
	土建業・恒勤(市内)					
⑨ 主		35頃				37歳
	大工建設 小橋建設(茶屋町)常雇					
△ 妻	26					28歳
	正織興業・パート(茶屋町)					
△ 妻	33	溶接工・常雇	38 41	45 八百屋自営	49 魚店店員 56 58 病院・調理	30歳
	正織興業・パート(茶屋町) 工具常雇 喫茶店パート モーターフロント常雇					
△ 妻	35頃					37歳
	鉄工所塗装工・常雇					

注) ○は男、△は女、○\*はすでに死亡している者。初職年齢に○を付してある者は新規学卒後ただちに農外就労を開始した者。職歴不明の者は除いてある。

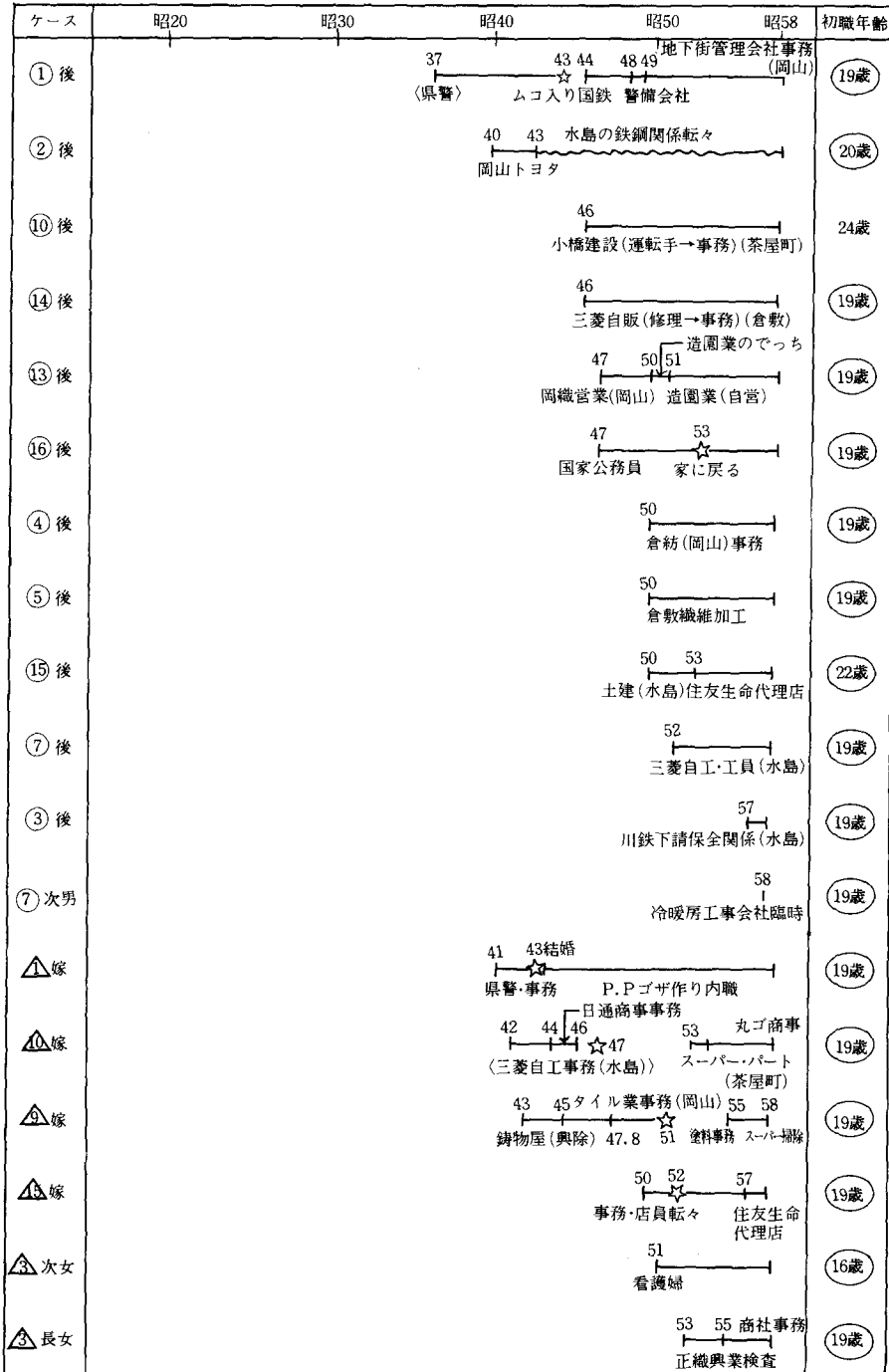
資料：実態調査より

図5 農民層の職歴(2)－イ草労働従事者のうちイ草衰退以後就労を開始した者

ケース	昭20	昭30	昭40	昭50	昭58	初職年齢
⑥主			40 ベッド販売・経理(倉敷)	43 家具店(自営)	44 アパート経営	33歳
⑫主			43 ホテル従業員(倉敷)	56 貸店舗経営		39歳
⑭主			43 農協職員	49 織物会社	53 ⑬造園・常雇	49歳
⑤主			46 正織興業・常雇(茶屋町)			36歳
△妻		37.8 鉄工所(茶屋町)	40 店員	44 家具店(自営)		31.2歳
△妻			45.6 P.Pゴザ作り・内職			45.6歳
△妻			48 正織興業・検査・パート(茶屋町)	52 内職		44歳
△妻			48 三宅産業・織子・パート(倉敷)			62歳
△妻				58 H P.Pゴザ織り内職		66歳
△妻				55 縫製内職		?
△妻				52 袋物・内職		?
△妻		39 マルゴ工業臨時	41 正織興業臨時	46 マルゴ・臨時	52 P.Pゴザ織り内職	29歳
△妻				57 小僧ずしパート		45歳

資料：実態調査より

図6 農民層の職歴(3)ーイ草労働の経験がない者



注) 〈 〉は現在の家に入るまでの職歴。ただし、現在の家に入ってから働いてない者は除いた。初職年齢○は新規学卒で初職についた者。△は女。

資料：実態調査より

しかし、この場合、注意しなければならないことは、かつてのい草生産の中心的担い手であった世帯主層と後継者世代では、表10、図4～6からわかるように、農外就労先が大きく異なっていることである。前者は茶屋町の零細な建設業や製造業事業所につとめるか、造園業、家具店、機械製造、生命保険代理店等の自営業にのり出す形であった。これに対し、後者の中には、三菱自工や川鉄の下請等の水島コンビナート関連の企業に就労する者が農外就労者19名中6名と、少なからずでてきている。その意味で、水島コンビナートの立地がかつてのい草労働力の吸収という点では機能せず、彼らの子弟の新規学卒の就労先としてのみ意味をもちえたといえる。

#### 4 農家の就業構造の変化と家族生活の特質

第3に、こうした兼業化の深化は、同時に家族の就業構造を一変させ、家族生活の新しい特質を形づくっている。つまり、兼業化の深化の中で、表11の如く、一戸を除いて全ての家が複数の農外就労者をもつようになっている。しかも、16戸中10戸で就労可能人員全てが兼業化するに至っている。さらに、これと農業就労を重ねてみると、表12の如く、③⑭を除いて、全ての農家が農外就労を基礎とした新しい家族総働きの構造をとっていることが明らかとなる。

ところが、家事・育児などの家内労働についてみると、家族総働き構造にもかかわらず、表13の如く、家族形態・ライフステージの別なく、全ての家で主に妻ないし嫁が行なっている。わずかでも男性が手伝うケースは②の後継者の「子供の世話」・「子供の遊び相手」という一例しかいない。それゆえ、農外就労をしながら家事・育児を行う妻や嫁（17人）には——たしかに、自営兼業の家族従業者や内職が多い（11人）とはいえ——多くの負担がかかっているといえる。

それでは、なぜ婦人たちはこうした状況の下で、農外就労を行うのであろうか。それは決して「夫の収入だけで生活できない」からではない。そう答える婦人は家内労働を担いつつ農外就労を行う17人のうちわずか2人しかいない。多くの者は「家にいるのはもったいないから」「働くことが楽しいから」あるいは「ゆとりがほしいから」「自分の小づかいにするため」という理由である。しかも1人を除いて全ての者が「今後も長く続けたい」と答えている。その上、子育てのため農外就労していない若い嫁（4人）も全て「できれば外へ働きに出たい」と考えている。したがって、ここでみられた家族総働きの構造は、決して経済的窮迫によってもたらされたものでなく、家内労働を一身に担いながら進む婦人の苦難にみちた自立化の動きを基底にして形づくられたものであるといつてよい<sup>(3)</sup>。ここに、兼業農家族生活の現代的特質の一つがあるといえよう。

表11 対象農家の家族構成と就労状況

	父	母	主	妻	後継者	嫁	その他	家族数	就労可能人員	農業就業者	兼業就業者	就業者総数	家族形態	ライフステージ
①	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	6	4	2	4	4	直系	Ⅲ
②							12,6	5	2	2	2	2	直系	Ⅲ
③		83	49	46	19		24,23	6	5	2	3	4	直系	Ⅳ
④				65	27			2	2	2	2	2	夫婦	Ⅳ
⑤			48	49	26			3	3	2	2	3	夫婦	Ⅳ
⑥			51	52				2	2	2	2	2	夫婦	I×
⑦		70	48	46	24		18	5	4	2	4	4	直系	Ⅳ
⑧			70?	70?			48,9?	3	1?	?	1?	1?	?	?
⑨	85		61	60	?	33	7,6,2	8	3	3	3	3	直系	Ⅲ
⑩			72	72	36	33	11,9	6	2	3	4	4	直系	Ⅲ
⑪		72	51	47				3	2	1	3	3	直系	I×
⑫			54	54				2	2	2	1	2	夫婦	I×
⑬			61	55	29	27	3,2	6	4	4	3	4	直系	Ⅱ
⑭			64	62	31	26	1	5	4	3	2	3	直系	Ⅱ
⑮				60	30	27	5,3	5	3	3	3	3	直系	Ⅱ
⑯	90		56	54	30	28	4,2	7	4	4	3	4	直系	Ⅱ

注：「就労可能人員」は生産年齢人口から病氣中の者を引いた数。

「ライフ・ステージ」

- I. 夫婦2人のみでまだ子供のいない段階
- II. 第1子が小学校入学以前の段階
- III. 第1子が小学校～中学卒業までの段階
- IV. 第1子ないし後継者が中学卒業した段階
- V. 後継者が結婚してまだ子供のいない段階
- VI. 後継者に子供が生まれてから2, 3男や娘が全部他出するまでの段階

なお、I×は後継者が他出してしまった家である。

資料：実態調査より

表12 家族の就業構造

	農業就業者	兼業就業者	農業就業の型	就業構造の型
①	主・妻	主・妻・後・嫁	β	A
②	後・嫁	妻・後	α	A
③	主・妻	主・後・次女	β	B
④	妻・後	妻・後	α	A
⑤	主・妻	主・後	β	A
⑥	主・妻	主・妻	α	A
⑦	主・妻	主・妻・後・次男	β	A
⑧	?	?	?	A?
⑨	妻・後・嫁	妻・後・嫁	α	A
⑩	主・妻・後	主・妻・後・嫁	γ	A
⑪	主	母・主・妻	α	A
⑫	主・妻	妻	α	A
⑬	主・妻・後・嫁	主・妻・後	α	A
⑭	主・妻・後	主・後	γ	B
⑮	妻・後・嫁	妻・後・嫁	α	A
⑯	主・妻・後・嫁	主・妻・後	α	A

注：〈農業就業の型〉

- α-就業可能人員全てが農業就業
- β-就業可能人員のうち世帯主夫婦のみが就業
- γ-世帯主夫婦と後継者のみ就労（嫁が就労せず）

〈就業構造の型〉

- A-就業可能人員全てが兼業も含めて何らかの事に従事しているもの
- B-Aでないもの

資料：実態調査より

表13 家族内の家事・育児の分担

家族形態	ライフステージ	ケース	炊事	食事の後片付け	洗濯	買物	掃除	子どもの世話	子どもの遊び相手	保育園の送迎	家事従事者中の農外就労者	
夫婦家族	I×	⑥	妻	妻	妻	妻	妻	—	—	—	妻	
		⑫	妻	妻	妻	妻	妻	—	—	—	妻	
	IV	④	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	—	妻	
		⑤	妻	妻	妻	妻	妻	—	—	—	なし	
直系家族	I×	⑪	?	妻・母	母	?	妻・母	—	—	—	妻・母	
		II	⑬	嫁	嫁	嫁	嫁・妻	嫁	嫁・妻	嫁	—	妻
	⑭		嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	なし	
	⑮		嫁	嫁・妻	嫁・妻	嫁・妻	嫁・妻	嫁・妻	嫁	嫁	嫁・妻	
	⑯		嫁	嫁・妻	嫁・妻	嫁	嫁・妻	嫁	嫁	嫁	妻	
	III	①	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁
		②	妻・嫁	妻・嫁	妻・嫁	妻・嫁	妻・嫁	妻・嫁	嫁・後	嫁・後	嫁	妻・後
		⑨	嫁	嫁・妻	妻	嫁	嫁	嫁	嫁・妻	嫁・妻	嫁・妻	嫁・妻
		⑩	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁	嫁・妻	嫁	—	—	嫁・妻
		IV	③	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	—
⑦			妻	妻	妻	妻	妻	妻	—	—	—	妻

注：⑧は調査不能のため省いた。

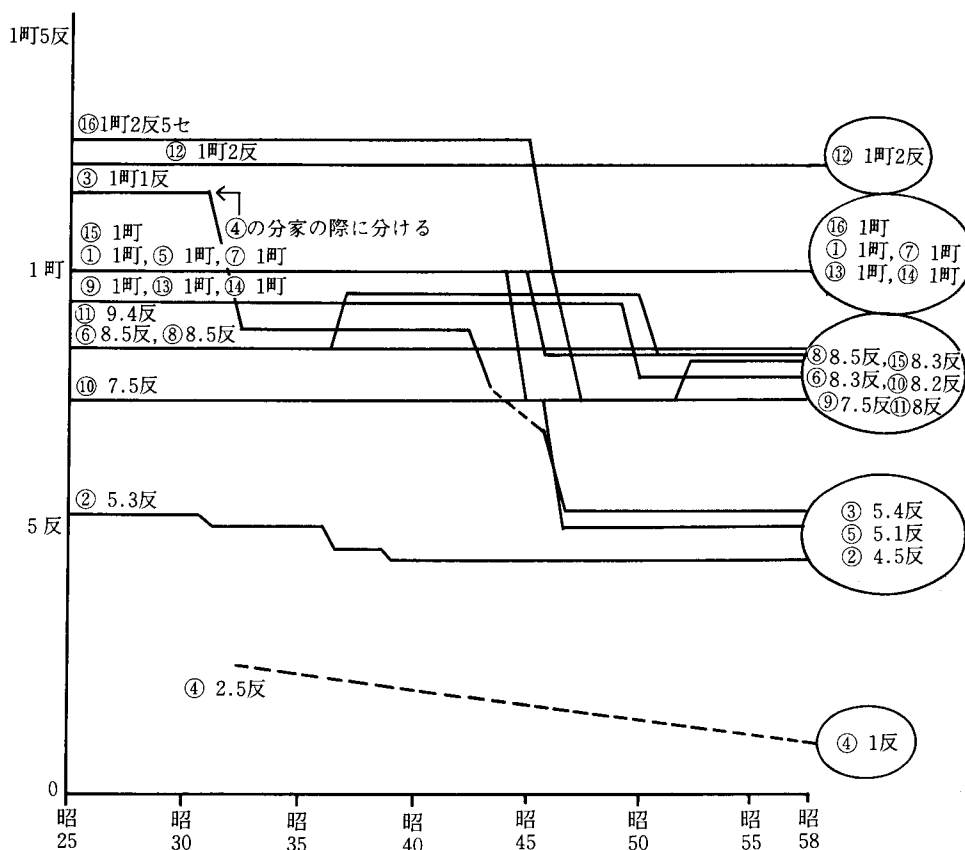
資料：実態調査より

### 5 農家の階層構造の再編

第4に、以上のような全戸に共通した家族総働き構造の進展にもかかわらず、家としての階層的なあり方は、い草生産を行っていた時期とは異なり農家間に大きな差異をもたらすものとなっている。かつては、図7の如く、殆どの家が水田1町前後を経営し、全ての農家がい草生産を行っていた。ところが、現在は土地を宅地化したり売却して農地面積を縮小している農家とそうでない農家の違いがあらわれ、農地面積だけからみてもいくつかの層に分化しつつあることがみてとれる。つまり、1町をこえる層(⑫)、1町の層(①⑦⑬⑭⑯)、7.5反~8.5反の層(⑥⑧⑨⑩⑪⑮)、4.5反~5.4反の層(②③⑤)、1反の層(④)となり、この他に前述のように農地を全て処分し離農した家が一戸ある。その上、兼業形態も自営兼業、恒常的勤務、臨時日雇、内職等多様なものになっている。こうした現実を兼業の中でも比較的安定していると見られる自営兼業を行っているかどうか、土地を売却しているかどうかという点から整理すると表14の如く、4つの階層が存在することがわかる。土地を従前通り確保したまま自営兼業を行う層(⑫⑬⑯)、自営兼業を行うとともに土地を売却している層(⑯⑥⑮⑪③)、自営兼業を行えないが土地を売却するに至っていない層(⑭①⑦⑧)、自営兼業を行えない上に土地も売却している層(⑨⑤②④)の4階層である。しかもそれぞれの階層内部でみると、現在の農業経営耕地規模もほぼ似通ったものとなっている。(なお、③は土地を売却しながらも自営兼業を行う農家の中で一戸だけとくに経営耕地規模が小さい。ちなみに、同家は調査後半年足らずのうちに、自営業〔畳床製造機械製造〕を断念し、市内の零細鋳物工場に恒常的勤務を開始している)。これらの階層的相違が農家所得での格差をもたらすことは容易に予測しうることである。そ

れゆえ、現在では従来になかった大きな階層差が形づくられるようになってきていることはあきらかであろう。

図7 経営耕地面積の変化



資料：実態調査より

ところで、この農事組合の場合、特徴的なことは、こうした階層差の拡大にもかかわらず、経営・作業受委託が農家間で全く行われていないということである。しかも、それは農事組合内の全農家が総兼業化して受託農家がないという理由にもとづいているものではない。事実、⑩の後継者は近くの建設会社に常雇として働きつつ、昭和53年他の農事組合の2人の同級生(当時31歳)とともに「機関借地利用組合」を結成し、昭和55年には、法人格を取得している。そして昭57年現在、他の農事組合の14戸の農家から主として麦作の販売以外の作業について、合計3町2反を受託している<sup>(4)</sup>。それにもかかわらず、このA農事組合では経営委託・作業委託をする家はない。したがって、こうした事態は、一方で、この農事組合の全ての農家が共同か個別の形で主な稲作用機械を導入しえており、他方で、これを基礎に兼業をしながら農業を自らの手で続けていく志向性を根強くもっているためと考えざるを得ない。それは「委託に出さないのは楽しみなくなるから」(③)という言

表14 農家の階層的相違

	自 営	恒 勤	臨 時	内 職	経営耕地	土 地 売 却		作 付 作 物
						年	面積(反)	
⑫	貸 店 舗	人	人	1 人	12 反			稲+ビール麦
⑬	造 園 業		1		10			稲+ビール麦
⑩	畳表仲買商	2			8.2			稲+ビール麦
⑬	借 屋 経 営	1	1	1	10	昭46	1.2	稲+ビール麦
⑥	家 具 店				8.3	昭51	1.3	稲
⑮	工場敷地貸				8.3	昭45, 46	1.7	稲+ビール麦
⑮	生命保険代理店	1			8.3	昭45, 46	1.7	稲+ビール麦
⑪	借 屋 経 営	1		2	8.0	昭50	0.7	稲+ビール麦
③	機 械 製 造	3			5.4	昭43~46	3.5	稲+ビール麦+ハス
⑭		2			10			稲+ビール麦
①		2		2	10			稲+ビール麦
⑦		1	3		10			稲+ビール麦
⑧			1		8.5			?
⑨		2	1		7.5	昭47	2.5	稲+ビール麦
⑤		2			5.1	昭45~47	4.9	稲+ビール麦
②		1	1		4.5	昭32~39	0.8	稲+ビール麦
④		1		1	1.0	?	?	稲

資料：実態調査より

葉や、逆に「つとめ先を休まんためには、(委託に出すという形ではなく)高いいい機械を買う」(②)という言葉に端的に示されている。それゆえ、少なくとも、現在までは、階層差の拡大・再編は農家間の受委託関係の進展を伴った形では進んでいないのである(今後の志向性についてはV. 参照)。

以上のように、コンビナート建設に伴う草生産の衰退→停止と市街化の進展は農家の農業生産・就業構造を大きく変化させ、新たな階層構成を生み出した。だが、こうした諸変化の過程は同時に、彼らが構成する村落構造がよりドラスチックに変貌を遂げた過程でもあった。

〈注〉

- (1) 茶屋町農協「い草先枯病公害反対運動資料」参照。なお、公害反対運動そのものについては本書中江好男・笹谷春美論文を参照のこと。
- (2) 当地区の場合、減反は市が個別の農家にそれぞれ20%程度の割り当てをする形で行われている。
- (3) ただし、こうした状況の下で、「だんだん生活が派手になり」(⑩の嫁)、新しい形での経済的圧迫が生じつつあることも見逃すことのできない事実である。
- (4) この「機関借地利用組合」では、昭和55年法人格取得の際、220万円のコンバイン1台を農協の2/3の補助で導入している。農協の補助はこの「組合」を転作作物としての麦作の振興に結びつけようとしたために行われたものであると思われる。事実1戸の例外(麦と稲作)を除いて、全て麦の作業受託がこの「組合」の事業内容となっている。受託は収穫物の販売以外、土地改良も含めた作業受託となっており、収穫した収益の全額を受託料として受けとり、転作奨励金が委託農家へ入るとい形をとっている。

## IV 農村社会と農村生活の変貌

### 1 非農家の転入と混住化の進展

い草生産停止後、とくに昭和46年のいわゆる「線引き」以後、A農事組合の農家が存する旧53組合の村落構造のあり方はきわめて大きくドラスチックに変わった。

まず第1に、非農家が数多く転入し混住化が大きく進展した。かつてA農事組合の農家だけから構成されていた旧53組合は現在、その範囲内に47戸の非農家を抱えるようになった。それらの非農家は表15の如く、現農家からの非農家分家3戸（他に1戸あったが転出）と離農家1戸（同上）を除いて全て新来住戸（43戸、他に6戸あったが転出）である。そのうち、1戸を除いて全ての非農家が「市街化区域」内に居住している。しかも、新来住戸43戸のうち39戸が「線引き」後転入してきた家であり、その他に4戸が「線引き」後転入ののちすでに転出している。ここに、「線引き」後の10余年間の急速な混住化の進展と新来住戸の移動性の高さを見てとることができる。

これらの非農家は、自営業3戸（うち離農家1戸〔建設業〕、非農家分家1戸〔鉄工所〕、

表15 非農家の種類別来住・創設時期

	い草生産 衰退以前 昭37,38以前	い草生産衰退→停止後		計
		「線引き」前	「線引き」後	
		昭37,38~45	昭46以降	
非農家分家	2 戸	0(1) 戸	1 戸	3(1)戸
離農家	0(1)	0	1	1(1)
新来住戸	1(1)	3(1)	39(4)	43(6)
計	3(2)	3(2)	41(4)	47(7)

注：( )内は各期に来住、創設したが、現在転出して存在しない家の数で、外数である。

資料：実態調査より作成

新来住戸1戸〔個人病院〕と無職の老人世帯2戸を除いて全てが賃労働者世帯である。しかし、各世帯の家族員の職業は賃労働者世帯に限っても多様で、生産工程作業員、販売・事務員を始めとして教員、市職員、警察官、茶屋町支所員等公務員もおり、夫婦共働き世帯も6戸ある。また、勤務先も、水島コンビナート関連企業、茶屋町内の企業、旧倉敷の中小企業、岡山市内の事業所等、一様ではない。しかも、夫婦家族はもちろん、老人単身世帯や若年単身世帯もあれば、2世代夫婦家族もいる。さらに、2つのアパート\*に居住している借家世帯（18世帯）とA農事組合の農家から土地を購入し持ち家を建てている世帯との違いもある。つまり、非農家世帯は来住時期はほぼ等しいにもかかわらず、職業、勤務先、家族形態、居住形態等極めて多様なものとなっているのである。このように、旧53組合の範囲内は、現在農家と非農家が混在しているというだけでなく、非農家の中にも多様な住民が存在するようになっており、その意味で、いわば二重に「混住化」した状態になっているといっても過言ではない。

\* 2つのアパートのうち一つはA農事組合の⑩が経営しているが、他の1つは水島地区の居住者が昭和46,7年に③から土地を購入し自らが建設し経営しているものである（農家⑩は隣接する他組合内の

所有地でアパート経営している)。このことは、この地域がすでに他地域の民間業者の不動産経営の対象地になっていることを示している。

## 2 部落会組織の再編

い草生産停止後、とりわけ「線引き」後の非農家の増加は、第2に、部落会組織の再編を余儀なくさせた。

図8の如く、茶屋町の場合、もともと街場に第1から第5の5つの町内会があり、農村村部に北部、中部、南部（以上旧早島新田）、如蘭社、共睦社（以上旧帯江新田）の5つの部落会があった。そして5つの部落会の下にそれぞれ数個の組、最末端に数多くの組合があるという組織編成をもっていた。旧53組合の属する共睦社部落の場合、3つの組とその下部に合計60の組合があった\*。それが、新来住層の転入による戸数の増加のため、3つの組が5つに、60の組合が90（800戸）にまで増加したのである。

\* この地区の場合、以前から日常的な相互協力の単位は組合であり、共有財産は部落には公会堂しかなく、共睦社と如蘭社の2つの部落から構成される旧帯江新田の共有財産として神社と共同墓地及び真如庵（旧帯江領戸川公の墓）があるという形をとっている<sup>(1)</sup>。そして如蘭社と共睦社の2つの部落はそれぞれ組合長、会計の他に稻荷（氏子）総代、真如庵総代、昭福寺（共同墓地）総代<sup>(2)</sup>の各役員を選び、彼らが合同して旧帯江新田の共有財産を共同管理している。したがって、部落や組はここではそれほど大きな役割をもっていないといつてよい。ただし、昭47年倉敷市と茶屋町が合併したのち、かつての町議クラスの有力者を水利委員<sup>(3)</sup>に任命する際、部落から1名ずつ出ることになり、部落がその選出母体になったことも事実である。

図8 茶屋町の部落会・町内会組織と再編

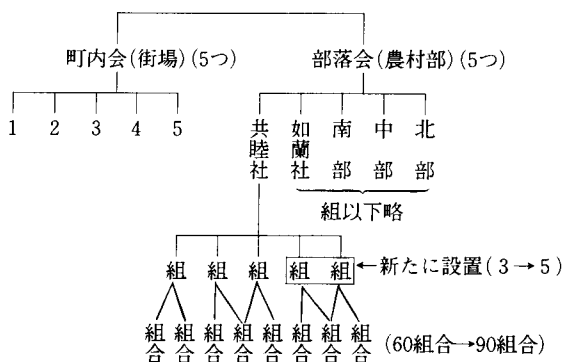
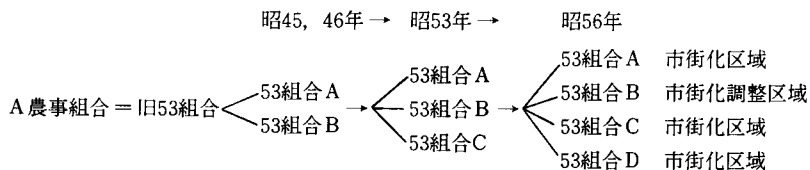
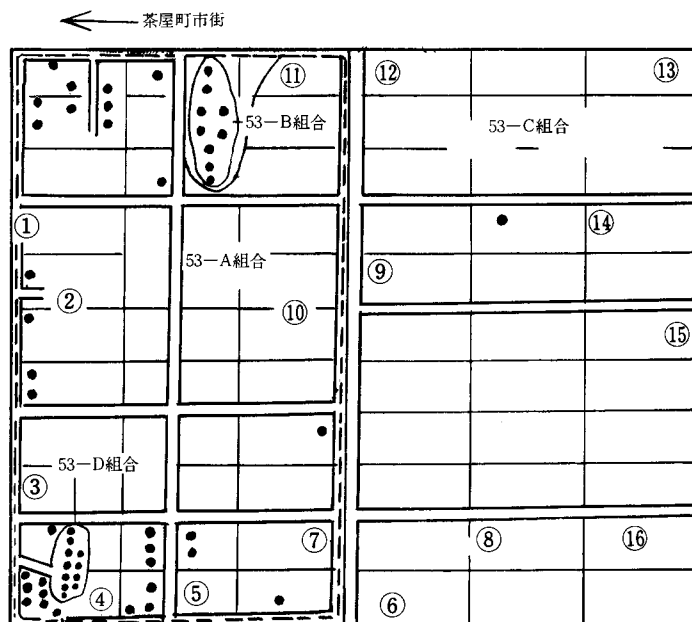


図9 A農事組合＝旧53組合の再編過程



資料：実態調査より

図10 旧53組合と現在の組合



注) 1. 点線内が市街化区域, それ以外は市街化調整区域  
 なお, この地図全体が旧53組合の範囲である。

2. ○は農家, ●は非農家を表わす。

資料: 実態調査より

表16 53組合A～Dの構成戸

組 合	農 家	非農家
53-A	①②③④⑤⑦⑩⑪	26戸
53-B	—	9
53-C	⑥⑧⑨⑫⑬⑭⑮⑯	1
53-D	—	11

資料: 実態調査より

そして, 旧53組合の場合, 図9の如く, 昭和45, 6年に2つの組合に分かれ, 更に昭和53年に3分割, 昭和56年に4分割された。このうち, 53組合Cが市街化調整区域全体をカバーし, 53組合Bと53組合Dが市街化区域内のアパート毎に作られ(図10), 市街化区域の残りの部分が53組合Aとなった。したがって, 53組合Aは, 表16の如く, 8戸の農家と26戸の非農家, 53組合Cは8戸の農家と1戸の非農家が混在し, 53組合Bと53組合Dは非農家だけの組合となったのである。

### 3 組合の機能低下と生産的諸組織の変化

このような部落会, 組合組織の再編は, 第3に, とりわけ組合の機能自体の低下を伴って進展したところに大きな特徴があった。しかもそれは, 移動性の高いアパート居住の新興住層からなる2つの組合(53組合B, 53組合D)だけでなく, A農事組合の半数の農家

と新来住層からなる53組合Aや非農家が1戸しかない、ほぼ農家ばかりの53組合Cにおいても見られるようになってきている。

例えば、A農事組合が属する現在の2つの組合（53組合A、53組合C）の場合、かつて1つの組合であった頃は、川掃除などが組合の共同作業として行われ、組合総会としての意味をかねそなえていた神社での「春祈とう」の会を始め組合の集事も年に7、8回開かれていた。なお、当時、組合長は「長老格の人」や「作の多い人」が長くつとめるという形をとっていた。しかし、組合の分割に相前後して、表17の如く、組合長は2つの組合とももち回りになる<sup>(4)</sup>と同時に、組合の集事も「春祈とう」の会だけとなった。しかも、その「春祈とう」の会自体単なる「花見の会」へと変質した。その上、組合の重要な共同作業であった川掃除は昭47年に茶屋町が倉敷市と合併すると同時になくなった。そしてその後は、市から部落ごとに任命された水利委員が作業員を市の費用で雇用して行うようになったのである。

表17 組合及び組合内諸組織の変化

	変 化 の 内 容
組 合	役員のもち回り化（53-A、53-Cとも） 集会は春祈とう（かつての組合総会）のみとなる（53-A、53-Cとも） 春祈とうが単なる花見の会になる（53-A、53-Cとも） 川掃除がなくなる（53-A、53-Cとも）
農 事 組 合	役員のもち回り化 集会全くなくなる
納 税 組 合	53-Aの納税組合：組合員の減少（現在の組合員①②③⑩⑪、非農家2戸） 53-Cの納税組合：消滅
コンバインの 共同利用組織	53-Aの組織：存続、脱退者なし（①②③④⑤⑦⑩⑪） 53-Cの組織：解体→新たに2戸が共同化を再編（⑨、⑬）

資料：実態調査より

もとより、こうした事態の基底にかつての共通の土台であった農業生産の縮小とそれに伴う生産・経営上の社会的結合の弱まりがあったことも事実である。かつて一つの組合内に2つ存在した納税組合（現53組合C・53組合Aの範囲に相応）も一つは解体し、もう一つも構成員の脱退が続いている。このうち前者は現53組合Cの農家だけで構成されていたが自営業に乗り出す者や賃労働兼業に出る者が生じ、生業のあり方が大きく異なるようになったのをきっかけに解体した。後者は、現53組合Aの農家だけでなく比較的居住年数の古い非農家分家も含めて構成されていた。しかし、現在では、脱退者が相次ぎ、8戸中5戸の農家と2戸の非農家分家だけの組織となっている。さらに、かつての旧53組合の範囲全体をカバーする農事組合も集会は全くなくなり、役員はもち回りとなっている。そして、い草生産停止後作られた2つのコンバイン利用組織のうち現53組合Cに対応する組織は解体し、その後新たに2戸が共同化を再編するようになった。こうして、生産・経営上の連関を基底にしたかつての強固な社会的結合は、きわめて弱化し、それを基底にして組合の機能低下が生じているのである。

#### 4 生活上の諸組織の残存と変質

しかしながら、ここで注意しなければならないことは、第4に、こうしたとりわけ生産・経営上大きな役割を果たした組織や社会的結合の弱まりにもかかわらず、比較的根強く存続している生活組織もあることである。

まず1つは、開拓当初から存在していた講がそうである。表18のように、旧53組合内に2つの講があり、一方はお大師講、他方はお大師講と諸神講を交互に行うものである。これらの講には、非農家も含め戦前からの地付層とその分家の人たちが旧53組合内で2つに分かれて参加している。これらはかつて戦前には金講として経済的機能も果たしていたようであるが、現在は葬式の手伝い関係の他はレジャー化し月1回酒食を共にし、金を積立て旅行にいく会となっている\*。

※ それぞれの講は次のように行われている（表18参照）。

##### 〈お大師講＋諸神講〉

お大師講は2, 3, 7, 8月、諸神講はそれ以外の月に行われ、各家を順番に会場にして酒食をする。料理はさしみ、フライ、酢の物、おつゆと酒の他、茶菓子や果物が用意される。お大師講の時は、その他に、弘法大師の好きな精進料理（油あげ、とうふ、おにしめ）が加えられる。講の伝統の掛軸をおがみながら料理を食べ酒を飲み、話しをして講が終わる。これらの費用は全て会場となる家の自己負担となる。最近少し派手になり1回で5万円位かかるようになってきている。この他に講の集まりの際、各家で4,000円ずつ積み立て掛軸の道具を直したり2, 3年に1度旅行に行ったりしている。また講仲間の葬儀の際には、それぞれの家から夫婦で手伝いに行くことになっている（③の世帯主、⑩の母からの聴取り）。

##### 〈お大師講〉

各家を順番に会場にして毎月酒食をする。昔はいくら忙しくても料理を作りお膳を出していたが、今は忙しいということでお茶菓子にかわった。15年位になる。真言宗をおがんでおわったらお酒を飲んだりして夜の12:00すぎにわかる。懇談会みたいなもの、世間のニュースとかいろいろ話す。家の主人が出て、1年に1回だけは女の人の講がある。毎回ごとに2,000円もって行って積立てて、御祈とうの意味で日帰りで旅行にいく。講の集まりは昭和47, 8年頃一度さびれたが、ここ3, 4年も直してきた。この他に講仲間の葬儀の際には協力しあっている（⑬の妻、⑫の世帯主からの聴取り）。

2つめに、葬儀の際の相互協力組織がある。これは、旧53組合の時から現53組合A, 53組合Cに対応する形で2つあった。しかし、新来住層の増加に伴って昭和55年に現53組合Aの組織が2分され、現在では全体で3つの組織が存在している。したがって53組合Aの2つの組織には新来住層も入っており（53組合Bと53組合Dは無関係）、葬儀の際には、各組織内の家は新来住層も含めて手伝いに来ることになっている（また、この他に、講仲間の家の葬儀には葬儀の協力組織の如何に関わりなく、講仲間同志の手伝いがあり、協力組織内の講仲間の葬儀にはそれ以外の家より多くの人を手伝いに出している）。

このように、旧来からの生活上の社会的結合には比較的強く存続し再編されているものもある。しかし、こうした社会的結合は、やはり地付層間にとくに強固であるという側面をもっている。しかも、新来住層の中には、講などの古くからの閉鎖的な集団に反発をもっている者がいることも事実である。また、農家は新来住層に対しゴミ出しを勝手にするこ

表18 講の特徴

	構成メンバー	講の集まり	内 容
お大師講 + 諸神講	53Aの地付層 12戸 (①②③④⑤⑦⑩) (⑪非農家4戸)	お大師講 2・3・7・8月 諸神講 1・4・5・6・9・ 10・11・12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各家を順番に会場にして、酒食をする(会場になった家で経費負担-5万)</li> <li>毎月4,000円の掛金を積立てて、2,3年に1回旅行する。</li> <li>講仲間の葬儀の際、相互に協力しあう。</li> </ul>
お大師講	53Cの地付層 9戸 (⑥⑧⑨⑫⑬⑭⑮) (⑯非農家1戸)	毎月 1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>各家を順番に会場にして酒食をする。</li> <li>最近料理作らずお酒とお菓子になる。</li> <li>年に一度女の人の講になる。</li> <li>講のたびに2,000円ずつ積み立てて旅行に行く。</li> <li>講仲間の葬儀の際、協力しあう。</li> <li>47,48年~54,55年一度さびれたが、その後もち直す。</li> </ul>

資料：実態調査より

とや洗剤を農業用水に流すことを批難し、新来住層からは早朝の有線の斉放放送に対し「うるさい」という苦情が出されたりしている<sup>(5)</sup>。

したがって、以上で見てきたような現在の社会的結合のあり方は、基本的には旧来からの地縁関係に限定され、しかもレジャー面・生活面でしか機能していないという特徴もっている。その意味で、それは、二重に局限されたものになっているといつてよいであろう。

### 5 農家世帯員の社会関係の拡大と多様化

しかし、最後に指摘しておかなければならないことは、農家および農家世帯員の社会関係はすでに見たような旧53組合内の社会的結合のみにとどまらず、より大きな範囲で展開しているということである。とくに当地区の場合、かつてい草生産を行っていた時期すでに、労働力の雇用やい草の仲買人との関係を通してかなり広範囲の社会関係を結んでいたことを忘れてはならない。しかも、表19の如く、通婚圏は世帯主・後継者の代を問わず、茶屋町を大きく越えたものとなっており、血縁・親戚関係のネットワークも他県・国外を含めて相当広範囲に拡散している。

だが、現段階において特徴的なことは、農家世帯員個々人の社会関係が旧53組合をこえてより多様な形で広範囲に展開しているということである。

それは、第1に、農家世帯員個々人の総兼業化に伴って生じている。例えば、家具店を自営する⑥は倉敷市商工会議所に加盟し、⑥の妻も商工会議所婦人部で活動している。また、生命保険の代理店を経営する⑮は損保協会に加入している。他方、賃労働兼業を行う者の中には労働組合に加盟している者もいる。④の後継者は倉紡の組合、⑤の後継者は倉敷繊維加工の組合に入り、⑦の後継者は三菱自工労組、⑯の後継者は自治労に参加している。この他に、明確な集団参加という形をとるに至ってなくとも、業者間あるいは職場内での社会関係は多様に展開していることは明らかなことである。

第2に、農家世帯員個々人の趣味あるいは興味・問題関心を基底にした新たな集団参与

表19 通婚圏と血縁・親戚関係の地域別人員数

		茶屋町	倉敷他地域	県内他地域	他県・国外
通婚圏	世帯主の代	3人	1人	9人	1人
	後継者の代		2	5	1
血縁・親戚関係	①		2	7	3
	②		1	2	4
	③	2	1		
	④	1	1	3	
	⑤	3	2	2	1
	⑥	1	1	5	
	⑦	1	3	1	1
	⑧		2	2	
	⑨		2	2	2
	⑩		2	2	2
	⑪	1		4	
	⑫	1	2		1
	⑬	1	1		1
	⑭	1	4	1	
	⑮	1		2	3
	⑯		1	4	1
計		13	23	35	17

- 注：1. 現在死亡・不明の者は除く。  
 2. 国外は1人のみである。  
 3. ⑧は調査不能のため省略した。  
 4. 血縁・親戚関係は主として現在の世帯員の兄弟関係に限定している。

資料：実態調査より

を通した社会関係の拡がりも見られる。それは、④の後継者のテニス同好会、⑬の嫁の絵の会や⑮の妻の神慈秀明会、⑯の嫁の生長の家などの信仰団体への加入が代表的な例である。その他に、⑮⑯の嫁の子ども劇場や⑭⑮⑯の嫁の若竹会（茶屋町の幼稚園入園前の母子の会。バザーやひな祭り等を行う）といった子どもの成長を願って結ばれた社会関係もある。とくに、若竹会は旧53組合の非農家の嫁2人も参加し、⑮が茶屋町全体の副会長をつとめていることもあり近隣の若妻たちの交流の場となっているようである。

このような社会関係の広がりとは新たな生活の拠り所を形成しうる可能性をもっており、逆に、かつての伝統的な旧53組合内の近隣関係・地縁関係を相対的に意味の薄いものへと変質させる契機をはらんでいることも事実である。だが、ここの農家および農家世帯員の場合、必ずしも、現在のところそうした傾向を示していないという点に大きな特徴がある。例えば、「まさかの時に頼りにする人」として旧53組合をこえる新たな社会関係を指摘する者は、⑮の妻（「信仰の仲間」）しかいない。むしろ、多くの者は「近隣」を筆頭に「家族」「親戚の人」をあげているのである。

それゆえ、近隣の地縁関係はすでに述べた如く二重に局限されたものとなっているとはいえ、未だ農家世帯員の生活拠点として少なからぬ意味をもっているといわなければならない。その意味で、旧53組合の村落構造は解体傾向を深めているが、未だ完全に解体しつ

くす段階に至っていない状況にあるといえよう。

〈注〉

- (1) この他に、旧53組合には土地の鎮守として「地神様」があり、組合によって管理されている(⑩の父からの聴取り)。
- (2) 共同墓地は開拓当初から免租地として、旧帯江新田村で管理してきた。その後、宝暦5年(1755年)に昭福寺の前身である五反庵が同所にでき、その関係で共同墓地総代のことを昭福寺総代と言うようになった。したがって、それは必ずしも昭福寺の檀家総代ではない。共同墓地使用戸は様々な寺の檀家となっているようである(⑩の世帯主からの聴取り及び前掲『茶屋町史』p.p198~201)。
- (3) 開拓当初から当地区では水利委員の前身である「水番」がかなり重要な役割を果たしてきた。それは、この地区の場合、水利権をもった用水がなく、上流の水利権を持った村が使用した後の「余り水」を利用するしかなかったからである(上流の水利権のある用水を「郷水」といった)。したがって「水番」は用水に関する上流の村との難しい交渉係としての重い役職を意味していた。現在の水利委員もこうした点も含めた用水管理に携わっている(⑩の世帯主からの聴取り及び前掲『茶屋町史』p.p87~103)。
- (4) 53組合Aでは戸数が増加したため、昭59年から組合長を2人制にした(⑤の妻からの聴取り)。
- (5) ただし、53組合Aでは、「春祈とう」の会に数人の新来住層が参加していることも事実である(⑤の妻からの聴取り)。

## V 農民生活・農村社会再編の内在論理

さて、以上、コンビナートの建設に伴って、農民生活・農村社会が大きく変化しつつある実態を明らかにしてきた。それでは、現在農民たちはこうした事態をもたらしたコンビナートの建設と現状をどう評価し、どのような将来展望を描いているのであろうか。本章ではこれらの点を検討したのち、本稿のまとめを行う。

### 1 農民層の現状把握と将来展望

表20は、農民層の現状把握と将来展望を明らかにするため、水島コンビナートに対する評価、現在の自己規定と兼業の評価、農業生産の展望についてまとめたものである。

このうち、まず、コンビナートに対する評価を見ると、16戸中回答のある13戸は、その全てが「働き口がふえた」こと、あるいは「岡山県が発展した」ことを積極的に評価している。たしかに、他方で、公害が発生したことを「悪かったこと」としてあげる者も多い。しかし、それらは「公害でい草がなくなったのは困るけど、仕事ないのは困る」(⑩)とか、「しゃくし定規に言えば公害・事故は仕方ない」(①)という表現に見られるように基本的にはやむをえなかったこととして受けとめられているとあってよい。自らのい草生産の停止をもたらしたコンビナートに対して完全に否定的な評価を下す農民は存在しなくなっているのである(この他に、コンビナート建設に伴う新来住層の増加による地付層との軋轢について問題を指摘している者もいる〔⑫⑬〕)。

一方、コンビナートの建設に伴ってい草生産を停止し、兼業を深化させてきた自らの現在のあり方を彼らはどう評価しているのか。「百姓しながら外で働くのが一番いい」(①)、

表20 農民層の現状評価と将来展望

	水島コンビナートに対する評価	現在の自己規定と兼業の評価	農業生産の展望
①	その時代(企業操業開始時期)に学校出た人は勤め先あってよかったろう。倉敷でれば使ってくれた。ひっぱりダコだった。悪かったということない。公害は仕方ない。(妻)	私は農民。若い者は違うけど。百姓しながら外で働くのが一番いい。(妻)	年よりができる間。現状。最終的には……。 (妻)
②	雇用、働き口ができたことがよかった。しゃくし定規に言えば公害・事故を出さないようにしてほしい。(後)	4:6で労働者。つとめに出て生活している。それが現実。土地は放さん程度にもっとればいい。つとめ先を休まんためには、高いいい機械を買う。(後)	現状のまま。土地の相場が上がった。田中のおっさん(元首相)のおかげ。本音はやめたいが、坪15,6万の土地だから、できる限り所有する。(後)
③	よかった点はみんな働けるようになったこと。悪かった点は公害でい草とれなくなったこと。(主)	労働者と農民両方。(主)	現状のまま。委託に出さないのは楽しみなくなるから。今回は土地を売っても代替地を確保してやっていこう。今の土地の面積は確保したい。岡山でも玉野でもいい。通っても農業できる。息子も同じ考え。(主)
④		妻一農民、後継者一労働者。外働きの方がずっと多いので、食べる米と預金(農協)のためだけにやっている。(妻)	現状。(妻)
⑤	(出来たことは)仕方がない。県全体としては発展する。(主)	まるつきり会社員。半分仕方がないという諦めの気持ち。(主)	現状のまま。(主)
⑥	よかった点一人が増えた。住宅がふえた。商売の関係上、いくらお客がふえる。悪かった点一公害をだせないようにしてほしい。公害のない企業を誘致してほしい。(主)	農業は副業、家具屋が主。(主)	離農。いつやめるかは地価次第。年とるからいつまでもこの商売もやっていくつもりはない。借屋、ビル等家賃かせぎ。自分は働かなくてもいい。(主)
⑦			現状。(主)
⑧			
⑨	仕事場できたけど、公害もできた。いちがいに喜んだり批判したりできない。このままでいい。(妻)	農民。農家だけではやっていけない。働いといてよかった思うわ。その頃はみんな「あんたとこなんか田んぼだけでやってけるのにどうして仕事でるの」といわれたけどつとめに出た。(妻)	現状。(妻)
⑩	外貨の獲得のため日本経済の根本になるだろう。農民は犠牲になったがなあ。(主)	農民。農業ではだめだということで兼業の方がいい。い草があったら兼業はそう進まなかつたら。公害が兼業に拍車をかけた。(主)	現状。(主)
⑪	仕事ができよかった。仕事がない人があふれてたら困る。農業だけでは食べていけない。公害でい草がなくなったのは困るけど仕事ないのは困る。(主)	農民。(主)	現状。田んぼ売ってしまえばつとめだけにできるけど、今の若いもんは兼業でやってくたろう。田んぼ売ったら税金がかかる。日曜百姓でやってけるもの、つとまっていこうと思う。先祖からもらった土地だも売ってお金にしたらそれっきり。土地をもっとれば気丈夫。売るのはいつでも売れる。必要な時にはお金にできる。(主)
⑫	岡山県が農業県から工業県に変わったのだからそれはそれでいい。次男、三男の働き場所ができた。しかし人情は悪くなった。水島の人が多いがよそから来た人が多く、仲間意識、郷土意識が生まれにくい。(主)	農民。外で働いていた時も同じ。つとめて人にあくせくいわれてまで仕事したくない。退職金を少しくらいもらったって仕方がない。いざとなれば土地を売れば金ができる。(主)	あと10年位は現状のまま。その後は縮小せざるをえない。借家とかアパートをたてて少し農業しながらやっていく。(組合内の)皆の考えも同じだろう。先祖からうけついで土地を自分の代でなくすわけにはいかない。(主)
⑬		造園ではないか。(主)	現状。(主)
⑭	仕事が多くなった。仕事の関係で川鉄へ時々行くけどあれなかったら困るわ。公害だけは悪かったけど、今後、発展してもらった方がいい。(主)	労働者(主)。(つとめは)決まっただけの金額入るのがいいが、農業だったら上から締めつけられることなく気楽。(後)	当分は現状のまま。(主)
⑮	岡山県が裕福になったのは水島コンビナートのおかげ。その意味ではいい。公害は困る。(後)	自営業者(保険代理店)。収入が全然違う。毎日かけている時間も。(後)	現状。(後)
⑯	皆、働きに行くから、収入がよくなった。大勢よそから人が来るし、近所づきあいが昔と変わってくる。農業主体でなくなった。昔は朝食時間に有線で農作業のことを放送。いまはうるさいと苦情。(妻)	私の代は農民。(妻)	現状。(妻)

資料：実態調査より

「半分仕方がないという諦めの気持ち」(⑤)と積極的、消極的の差はあるが、ほぼ一様に肯定的に受けとめているのが現実である。しかも、自らを「農民」と断言する者は4ケースとなり、「労働者と農民両方」(③)あるいは「まるっきり会社員」(⑤)、「自営業(保険代理店)」(⑮)という表現のように、確固とした農民として自己規定する者は少なくなっている。

しかし、農業生産の展望をみると、「離農」(⑥)することを明言しているのは1ケースしかなく、他は全て現状のまま農業を続けるという志向性をもっている。そして農業を縮小する場合でも「少し農業をしながら、アパートや借家をたてて」(⑫)、先祖代々の土地はこれ以上手放さないという考えをもっている。中には、土地を売ったとしても、「代替地を取得し、現在の農地ぐらいは確保する」(③)という者もいる。ここから、少なくとも、彼らの志向性だけからいうと、細々と農業をやりながら、先祖代々の土地を守り生計は兼業収入でまかない、老後の生活のためアパート・借家経営を行うというパターンが彼らの将来像として容易にうかびあがる。

こうして、かつてい草生産を中軸にしながらか農業経営を意欲的に進めていた農民たちの姿はなくなり、土地に対する執着心をより強固にした兼業農民としての姿が一般的なものとなったのである。そして、これこそが、急速に形成された重化学コンビナート地帯の周辺に位置する農村の一つの典型的な姿なのであるといえよう。

## 2 本稿のまとめ

最後に、以上で明らかになった農民層の現状把握と将来展望をふまえ、旧茶屋町地区・A農事組合の農民生活・農村社会再編の内在論理をまとめると以下の如くならう。

まず第1に、重化学コンビナートの建設はたしかに、い草生産の衰退→停止と市街化の進展をもたらし、それを通して農民生活と農村社会に大きな打撃を与えた。事実、農民層の総兼業化の中で、農村でありながら農業生産が生活に占める位置は極めて小さくなり、旧来からの地縁的な社会的結合も弱化していた。そうした諸変化は、一言でいうならば、旧来の農民生活と農村社会の解体ともいべき内実を有していた。

だが、第2に、より重要なことは、重化学コンビナートの建設が同時に、農民の農業生産に対する主体的態度それ自身を大きく変質させ、資産としての土地所有に固執する兼業農民を生み出す役割をも果たしたということである。それは農民層の現状評価と将来展望に関する志向性そのものの中に端的に表現されていた。いいかえれば、農業生産と農村社会を支える最も基底的な農民としての存在意義が「空洞化」され、農業生産と農村社会を発展させる担い手が脆弱化してしまったといってもよい。その意味で、この点にこそ、コンビナート建設が周辺農村にもたらした最も大きく深刻な問題があるといえよう。それゆえ、この点を抜きにして、農民生活・農村社会の変化の諸相を指摘しただけでは、その本質を把握しえないといわざるをえない。

だが、第3に見逃してならないことは、農民としての存在意義の「空洞化」の進展が、同時に、婦人層を含めた農家世帯個人々の「自立化」の過程を伴っていたことである。それは農家の総兼業化が一方で婦人層の「主体的な」選択に基づく農外就労をもたらし、他

方で従来の農民生活の特質であった旧53組合の地縁関係をこえるより広い多様な社会関係が諸個人の興味・関心に応じて生み出されていたという点に端的に示されている。こうした事態は、農民層の「空洞化」をもたらしたコンビナートの建設が、農民の総兼業化を通して、農業世帯員個々人の「自立化」の動きをもたらしたことを意味している。いわばコンビナートの建設は、農民の「空洞化」という否定的な現象と農家世帯員個々人の「自立化」という積極的な事態を同時にもたらしたのである。

しかし、第4に、そうした諸個人の「自立化」の動きは必ずしもストレートな形で進展しているものではないということを忘れてはならない。事実、婦人層の「自立化」傾向は他方で彼女たちが家事・育児を一身に担うという旧来からの農民家族構造の下で、大きな負担を伴いながら進展していた。また、農家世帯員個々人の志向性を基礎とする多様な社会関係の広がりも、旧来の狭い地縁・近隣関係に変わりうる「生活拠点」としては未だ機能しえていなかった。

もとより、こうした事態は、農民生活と農村社会の大きな変動過程にとって不可避的なものであるといってよい。諸個人の「自立化」という新しい生活のあり方は苦難に満ちた、複雑な過程を経てはじめて、旧来の生活のあり方に代わりうるものとして定着しうるからである。その意味で、コンビナートの建設は、農民生活・農村社会のあり方を、農民存在のあり方そのものを含めて根本的に変質させつつあるといわねばならない。それゆえ、現段階はA農事組合の農民生活と農村社会にとって最も大きく根本的な変動期であるといえよう。